

【用語解説】

○ 健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」)においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下①～④の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。

○ 実質赤字比率①

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 連結実質赤字比率②

水道や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 実質公債費比率③

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 将来負担比率④

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

○ 資金不足比率

水道や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので(独立採算の原則)、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支(企業の経営状況)を事前にチェックしています。

○ 早期健全化基準・経営健全化基準

財政健全化法において、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には財政健全化計画を、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には経営健全化計画を、議会の議決を経て定め、財政の健全化に取り組まなければなりません。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの。